

ドイツ帝国期における都市計画制度に関する研究

第1報 バイエルン王国ミュンヘン市の建築規制について

214-042 北川黎 (共同研究者 214-105 春口正博)

1. 研究の概要

1.1 研究の背景・目的

ドイツ帝国(1871-1918年)は25邦国と1つの属州で構成され各邦国は独自の都市計画制度を有していた。

日本では、1919年に制定された都市計画法(以下、都計旧法とする。)と市街地建築物法(後の1950年に制定された建築基準法)の規定内容検討の際、ドイツ帝国の主な邦国の都市計画制度が参考とされた。邦国の内、3つの王国のザクセン(Sachsen)王国、プロイセン(Preußen)王国、及びヴュルテンベルク(Württemberg)王国の都市計画制度については既往研究¹⁾²⁾³⁾⁴⁾で紹介されている。しかし、王国の一つであるバイエルン(Bayern)王国の都市計画制度は日本ではほとんど紹介されていない。そこで、本研究ではバイエルン王国を対象とし、その首都であるミュンヘン市を取り上げ、規制内容や市街地の作り方のシステムを明らかにすることを目的とする。また、日本とドイツでは地区計画(ドイツではBebauungsplan)(以下、B-Planとする)に関しても関りが深いことから、建築規制と都市計画との関係についても解明していく。

1.2 研究の方法

ドイツ帝国期に制定された法令の原典を資料として、そこで定められている条文の内容及び解説書を読み解き分析する。本研究では当時のバイエルン王国ミュンヘン市にて1904年4月20日に公布された条例Staffel-

bauordnung⁵⁾(以下 St.B.O.とし「Staffelbauordnung」を訳語として等級別建築条例とする)の翻訳をすることで条例の構成を明らかにし、当時のミュンヘン市の市街地拡大と都市計画・建築規制との関係を、同市の歴史について記述されている文献⁶⁾を基に解明していく。研究の流れをフロー図として図1に示す。

2. 条例構成

St.B.O.の条例構成と内容について表1に示す。章構成として、全体が6章36条で構成されている。特にB章(3条-7条)とC章(12条-15条)に各等級の規定内容が記されている。

3. 建築規制

建築規制として9つの等級に分類されており、その中でも等級1-5は閉鎖型^{注1)}、等級6-9は開放型^{注2)}の2種に分類され、大きな特徴としては隣棟間隔の有無となっている。各等級はそれぞれ異なった規定内容を有しており、その内容を表2に示す。表2によると、閉鎖型、開放型は各等級を示す番号が大きくなるにつれて規定内容が厳しくなる特徴を持ち、原則として、主家・中庭・後家の形態に対して定められている。条例内にはこの形態による街区の一例も記されている。また、角地に対しての緩和規定や、用途規制として禁止されている建築物も記されている。

表1 条例構成

章・条	内容
A章 (1条-2条)	導入：建築の密度や開放型、閉鎖型制度の形式について
B章 (3条-7条)	閉鎖型制度：Staffel1~5の規定内容について
C章 (8条-15条)	開放型制度：B-Planを基にしたStaffel6-9の規定内容に加え、隣棟間隔、建築物の高さについて
D章 (16条-23条)	共通規定：各等級を決める前に定めておく規定や敷地境界、工業地域について
E章 (24条-34条)	特別規定：等級規定が免除される施設やエリアについて
F章 (35条-36条)	終了規定：官庁による不必要な規定の廃止について

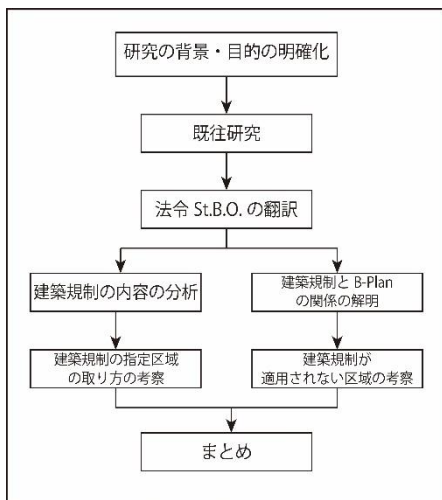


図1 研究フロー図

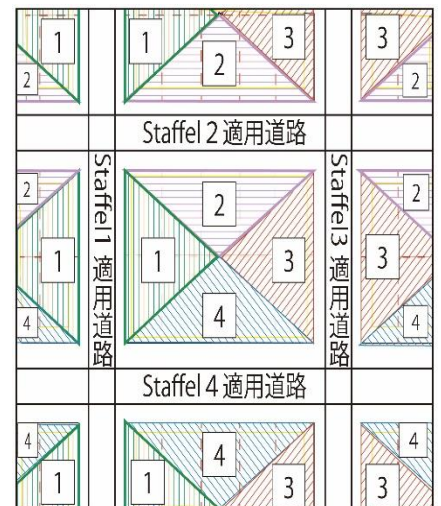


図2 等級別建築規制の一例

表2 St.B.O.の数値規制表

等級	様式	主家における最大奥行き(m)	階数制限主家/後家(階)	高さ制限(m)主家/後家	集合住宅における間口(m)	最小隣棟間隔(m)	中庭面積	角地における緩和規定	用途規制禁止される建築物
1	閉鎖型	22	5/4	22/22	/	/	1/3	3/4	/
2	閉鎖型	22	4/4	18/18	/	/	1/3	4/5、5/6	/
3	閉鎖型	22	4/2	18/12	/	/	1/3	4/5、5/6	/
4	閉鎖型	22	3/2	15/12	/	/	1/3	4/5、5/6	/
5	閉鎖型	22	2/1	12/9	/	/	1/3	4/5、5/6	工場
6	開放型	22	4/4	20/20	45	7	1/3	4/5、5/6	/
7	開放型	22	4/2	18/12	45	9	1/3	4/5、5/6	/
8	開放型	22	3/2	15/12	36	10	1/3	4/5、5/6	工場
9	開放型	22	2/1	12/9	36	10	1/2	4/5、5/6	工場

4. 指定区域の取り方と分布

St.B.O.公布前後の19世紀終わりから20世紀終わりにかけて、市街地は大きく拡大した。

各等級の指定区域の取り方については第16条で前面道路との関係で決めることが定められている。場合によっては一つの街区の中に異なった等級が指定される場合がある。その一例を図2に示す。

当時(1904-1912年)の指定区域を示すプランを基に作成した各等級の分布図を図3に示す。これによると、各等級の区域は、まとまった規模で指定されていることがわかる。市街地中心部に閉鎖型、郊外にかけて開放型が分布している。郊外において閉鎖型が部分的に指定されているが、大部分は開放型となっている。

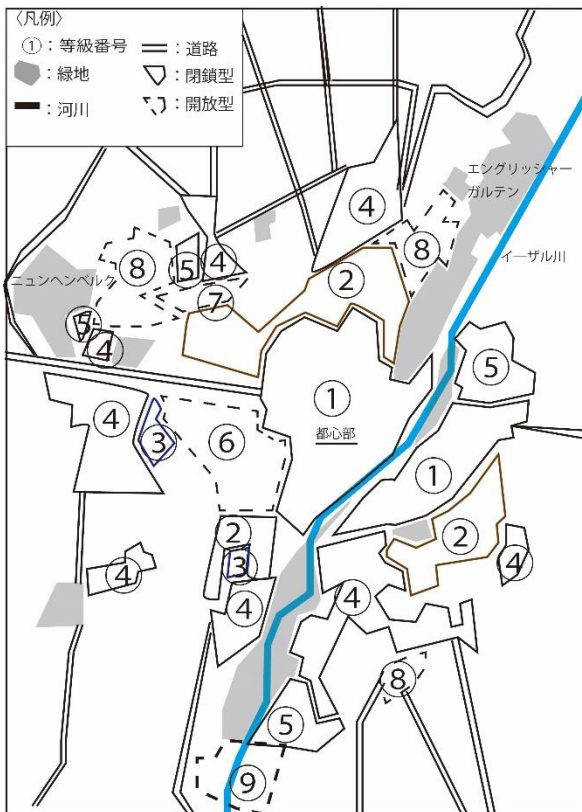


図3 等級別分布図

5. 考察

開放型は閉鎖型と異なり、間口を制限し、最小隣棟間隔を設けているため、従来の土地の高度利用を重視した形式ではなく、通風面や採光面など衛生面を重視した形式である。この条例では、開放型に加えて閉鎖型でも中庭面積について規制することにより、衛生面に配慮し、環境問題を解決しようとする意図が見られる。また、厳しい規制内容を持つ等級では用途規制として、周囲に悪影響が及ぶ可能性のある工場の建築物を建てることは禁止されていることがわかった。

指定区域の取り方と分布を考察すると、前面道路との関係で指定されていることがわかった。その分布を見ると、閉鎖型は都心部、及びその縁辺部に指定されていることが読み取れ、つまり、そこでは既に道路が存在している。一方、開放型は新規開発地において指定されているため、まず道路が計画・築造され、その後に建築物が規制されていたと考えられる。

条例の構成を見ると、開放型に関する条文(12条-15条)の前にB-Plan(8条-11条)についての規定が記されていたことから、新しい市街地のつくり方として、まず道路をB-Planで計画し、その沿道建築をSt.B.O.でコントロールするシステムが成立していたと推測する。そこでB-Planと建築規制との関係を次報で考察する。

[脚注]

注1)閉鎖型は、連棟長屋の建築形式を言う。

注2)開放型は、戸建て住宅や間口の短い集合住宅の建築形式を言う。

[参考文献]

1)石田頼房:建築線制度に関する研究・その7 ドイツ都市計画制度における外

路線・建築線と地区計画一、総合都市研究、第19号、1983年

2)大方潤一郎:近代都市計画の原像と近代都市計画の相違、1987年3月19日

3)大村謙二郎:ドイツにおける19世紀後半の都市拡張への対処と近代都市計画の成立、1984年2月

4)二宮幸一:ドイツ帝国期(1871-1918)における都市計画制度に関する研究 - ヴュルテンベルク邦を対象として -、2017年9月3日

5)Münchner Staffebauordnung:1904年4月20日

6)Akademie für Städtebau und Landesplanung Landesgruppe Bayern:Freiräume im Städtebau München und Umgebung

(岡山研究室)